

研究論文

「日体大アンチ・ドーピングガイドブック」創刊及び  
改訂の経緯と今後の展望<sup>1</sup>

成 田 和 穂 (スポーツ医学 (内科系) 研究室)<sup>2</sup>

安 達 瑞 保 (栄養教育学研究室)<sup>3</sup>

山 田 保 (体力学研究室)<sup>4</sup>

Abstract

The NITTAIDAI Anti-Doping Guide Book was first published in 2009, and it was distributed to all first-year students that year. Publication of the guide book came about because of the anti-doping rule violation resulting from carelessness on the part of Nippon Sport Science University (NSSU) sports club students. The guide book is revised every year since anti-doping rules are frequently amended. In particular, the 2015 edition was substantially revised due to alterations to the World Anti-Doping Code. With the decision to host the Tokyo 2020 Olympic and Paralympic Games, the importance of anti-doping education has become greater than ever. It was necessary to make the guide book contents more effective and practical to ensure that there are never again any anti-doping rule violators from NSSU.

Keywords: Anti-doping guide book, Therapeutic use exemption application, Anti-doping rule violation, Prohibited substance, Anti-doping education

キーワード：アンチ・ドーピングガイドブック，TUE 申請，アンチ・ドーピング規則違反，禁止物質，アンチ・ドーピング教育

1. はじめに

2009 年から日本体育大学（以下、日体大）では、毎年 4 月の新入生オリエンテーションで、「日体

大アンチ・ドーピングガイドブック」（以下、本ガイドブック）が新入生全員に配付されている。これから運動部活動を始める新入生にとって、アンチ・ドーピングの実際的なガイドブックになっ

<sup>1</sup> Background to the publication and revision of the NITTAIDAI Anti-Doping Guide Book, and future prospects

<sup>2</sup> Narita Kazuo, Sports Medicine (Internal Medicine)

<sup>3</sup> Adachi Mizuho, Nutrition Education

<sup>4</sup> Yamada Tamotsu, Physical Strength

ており、徐々に定着してきている。

本ガイドブックは毎年改訂が行われ、すでに第8版に至っている。将来、オリンピック・パラリンピック研究の一環として、日体大におけるアンチ・ドーピングの教育・啓発活動を振り返る時、本ガイドブックについても当然言及されるであろう。

しかし、アンチ・ドーピングのルールは頻繁に変更されるため、教育・啓発活動の変遷を正確に把握するのは容易ではない。このため、本ガイドブックがどのように誕生し、毎年改訂によりどう変わっていったのかについて検証し記録しておくことは意義があると考えられる。

そこで、本稿では、本ガイドブック創刊に至る経緯、初版及び各改訂版の内容、並びに今後の展望について述べる。

## 2. 日体大アンチ・ドーピングガイドブック 2009 創刊の経緯

本ガイドブックの創刊は、2008年に日体大の運動部に所属する学生が学生選手権大会後のドーピング検査で禁止物質が検出され、アンチ・ドーピング規則違反となった事例<sup>1)</sup>（以下、本違反事例）が契機となった。違反とされた学生は、かねてより慢性疾患の治療のために禁止物質を服用中であったにも関わらず、事前のTUE<sup>2)</sup>申請を怠っていた。

2012年4月にTUE申請の運用が変更され、現在では、競技者の競技レベルや出場する大会によっては、TUE申請はドーピング検査の事後でもよい場合があるが、当時は、選手の競技レベルに関わらず、慢性疾患に対するTUE申請は事前申請が必須であった。

もちろん、TUE申請は無条件に認められるわけではないが、本違反事例は、事前に申請がなされていれば、問題なくTUEが付与されていたと推測され、その意味では、不注意によるアンチ・ドーピング規則違反、いわゆる「うっかりドーピング」の一種であると言ってよい。

その結果、当時、学友会総務委員長だった運動処方研究室の山田 保（現 体力学研究室）は、本違反事例の聴聞会の席上、日本ドーピング防止規律パネル委員長（当時）で、本違反事例の聴聞パネルも務めていた日体大の浅見俊雄名誉教授から、「日体大ともあろう大学がこのようなことで良いのか」という強い叱責を受け、早急に対策を講じるべきであるとの指導を受けた。実際、聴聞会後に発表された「規律パネル決定報告」<sup>3)</sup>の中でも、「本件におけるTUE申請の事前取得の懈怠は、所属大学におけるアンチ・ドーピング教育の不備、・・・」と記載され、大学の責任に言及している。

本違反事例が発生した2008年は、国内のドーピング検査件数が年間5,000検体に迫る勢いで増加し<sup>4)</sup>、実際にドーピング検査を受ける運動部学生も増えてきた時期であった。2004年に発効した世界アンチ・ドーピング規程<sup>5)</sup>の初の改訂を翌年に控え、国内的にもアンチ・ドーピング<sup>6)</sup>活動をより一層強く推進していこうという気運が盛り上がってきた年でもある。

こうした社会的背景と、日体大から二度とアンチ・ドーピング規則違反者を出さないために、学内のオリンピックの協力も得て、学友会に「アンチ・ドーピング活動推進プロジェクト」を設置し、山田、スポーツ医学研究室内の成田和穂（現 スポーツ医学（内科系）研究室）及びスポーツ局スポーツ専門職管理栄養士の安達瑞保（現 栄養教育学研究室）により、学友会運動部学生に対するアンチ・ドーピングガイドブックが作成されることになった。

当時、成田は体育学部の講義科目「スポーツ医学」の中でドーピング・コントロールのテーマで授業をしており、安達も学友会の運動部学生に対してアンチ・ドーピングを含めた食事・栄養指導を行っていた。加えて、両名とも学外の競技団体でアンチ・ドーピング活動に関与していたため、それぞれの専門分野の立場から分担執筆し、山田が監修するという形で「日体大アンチ・ドーピン



図1 「日体大アンチ・ドーピングガイドブック 2009」の表紙

グガイドブック 2009」の編集が開始された。

### 3. 日体大アンチ・ドーピングガイドブックの編集方針

アンチ・ドーピングに関するルールは原則として全世界・全種目共通であり、世界アンチ・ドーピング規程及びそれに付随する各種国際基準などによって定められている。従って、ガイドブックを作成する場合、その内容はこれら規程や国際基準に沿ったものでなければならず、逸脱した内容や独自の見解を盛り込むことは好ましくない。このため、本ガイドブックは、日本の国内アンチ・ドーピング機関である日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency, 以下、JADA）が作成したガイドブック<sup>7)</sup>やウェブサイト<sup>8)</sup>の情報に準拠した内容とすることを第一の方針とした。

また、日体大の入学者の多くは学友会の運動部に入り、在学中に、ドーピング検査が行われる可

能性がある大学選手権や国民体育大会に出場する者も多い。このため、本ガイドブックは「アスリートが本当に知りたい情報」を、アンチ・ドーピングの知識が全くない18～19歳の新生でも十分理解できる平易な文章で記載することを第二の方針とし、さらに、できるだけ他の資料やウェブサイトを調べなくてもそこに書かれている内容だけで疑問が解決し完結する、いわゆるワンストップのガイドブックとなるように情報を掲載するように心がけた。

一方、アンチ・ドーピングのルールは、頻繁に改定や追加が行われる。新生には最新の情報を提供すべきであると考え、編集の負担は大きいですが、毎年改訂していくことを第三の方針とした。

その他、新生に読む気になってもらうために、本文は20ページ程度、付録を含めた総ページ数も40ページ以内とすることにした。実際に出来上がった初版の2009年度版は、目次を含めた本文14ページ及び付録22ページの全36ページの冊子体となった（図1）。

表1 「日体大アンチ・ドーピングガイドブック2009」の目次

第1章	ドーピングとは、なぜドーピングはいけないのか
第2章	競技活動での注意点
第3章	病気やケガをした時、治療目的使用に係る除外措置（TUE）について
第4章	ドーピング検査とは
第5章	ドーピング検査Q&A
第6章	アンチ・ドーピング関連の連絡先、参考ホームページ
第7章	アンチ・ドーピング関係用語の定義
付録①	世界ドーピング防止規程 2009年禁止表国際基準
付録②	TUE申請書と確認書
付録③	申請書記入例

#### 4. 日体大アンチ・ドーピングガイドブック2009の内容

本ガイドブック2009の目次を表1に示す。本ガイドブックでは章立ては簡略化し、対象者が少ない競技会外検査に関することや違反が疑われる分析報告を受け取った場合のプロセスについては章立てはせず、関連する章の中で記載することにした。

掲載する情報の知識ベースは、世界ドーピング防止規程2009年版<sup>9)</sup>（以下、2009年規程）とし、各項目の内容に応じて、JADA、日本体育協会、競技団体などのウェブサイト<sup>8),10),11)</sup>やガイドブック<sup>7),12)</sup>も適宜参照した。

以下、各章の内容について述べる。

##### 第1章 ドーピングとは、なぜドーピングはいけないのか

ドーピングとは、競技能力を高めるために薬物などを使用することだが、2009年規程では、「本規則に定められている一つまたは二つ以上のドーピング防止の規則に対する違反が発生すること」となっており、全部で8項目が掲載されている。「ドーピング」と聞くと、禁止物質の摂取しか思い浮かばない学生がほとんどであるため、本章ではこれら8項目をすべて列挙し、違反をした場合の制裁（競技成績の失効と資格停止）についても言及した。

ドーピングが禁止される4つの理由について

は、JADAのガイドブック<sup>7)</sup>や資料<sup>13)</sup>を参考にして掲載した。この当時は、①選手の健康が損なわれる、②アンフェアである、③社会への悪影響、④スポーツ固有の価値を損ねる、の順であった。

##### 第2章 競技活動での注意点

本章では、①風邪薬などの市販薬や漢方薬に注意すること、②静脈注射や点滴は正当な医学的使用以外は禁止であること、③海外製のサプリメントには禁止物質が混入していることが多いので、JADA認定商品マークの付いた商品など信頼できるメーカーのものを使用すること、④口に入れるものは自分で管理すること、などの内容を記載した。参考資料として2009年禁止表国際基準<sup>14)</sup>を付録として巻末に掲載した。

##### 第3章 病気やケガをした時、治療目的使用に係る除外措置（TUE）について

2009年規程では、TUEに関する国際基準<sup>15)</sup>も大きく変更となり、それまで一部の禁止物質に認められていた略式TUE申請制度が廃止となり、標準TUE申請制度に一本化された。

本章では、競技レベルや参加する競技大会によって必要な申請書や提出先が異なること、TUEには有効期限があること、などについて要約を記載した。また、TUE申請がどういうものかを知ってもらうためには、実際の申請書を見る方が理解しやすいと考え、付録として巻末にJADAのTUE申請書・確認書の書式及び記入例<sup>16)</sup>を添付した。

また、TUE申請をする上で、注意すべき禁止



物質として、気管支喘息の治療に用いられるベータ2作用薬と投与経路によって扱いが異なる糖質コルチコイドについて解説した。

#### 第4章 ドーピング検査とは

本ガイドブックを手にする新入生のほとんどがドーピング検査の経験がないので、検査がどのように行われるのか不安を感じている。本章では、検査のながれ、注意事項及び検査の種類（競技会及び競技会外）について解説し、さらに具体的な検査手順を図示することにした。

#### 第5章 ドーピング検査Q & A

日本体育協会のウェブサイト<sup>10)</sup>を参考に、ドーピング検査やアンチ・ドーピングに関する代表的なQ & Aを掲載した。この中で、検査で陽性になった場合のプロセスや制裁についても簡単に解説した。

#### 第6章 アンチ・ドーピング関連の連絡先、参考ホームページ

問い合わせのために、JADAの連絡先及びTUE申請先を、また、詳しい情報にアクセスするために、JADA及び日本体育協会のウェブサイトのアドレスを、それぞれ掲載した。

#### 第7章 アンチ・ドーピング関係用語の定義

2009年規程から、アンチ・ドーピング関係の主たる用語を引用した。

#### 付録

①2009年禁止表国際基準、②TUE申請書と確認書(Ver.2009.1.1)、③申請書記入例(Ver.2009.1.1)をそれぞれ掲載した。

## 5. 日体大アンチ・ドーピングガイドブックの改訂

各年度版の前年度版からの主たる変更箇所は以下の通りである。

### 5.1 2010年度版

#### 第2章 競技活動での注意点

市販薬は、商品名の頭に「新」が付いたり、同

じ名称でも剤形が異なると、成分も変わって禁止物質が入っていることがあるため、薬の名前は正確に調べるように注意する文章にした。

#### 第3章 病気やケガをした時、治療目的使用に係る除外措置(TUE)について

TUEに関する国際基準2010<sup>17)</sup>で、申請の期限が競技大会の21日前から30日前までに改定されたため、前文を修正した。また、2010年禁止表国際基準<sup>18)</sup>で気管支喘息の治療薬である吸入ベータ2作用薬の取扱いが変更されたため、全面的に書き換えた。さらに、気管支喘息で吸入薬を使用している学生が多いことから、TUE申請不要の吸入薬については具体的な商品名も示した。

#### 第4章 ドーピング検査とは

検査の流れの解説文を加筆・修正した。

#### 付録

禁止表国際基準を2010年版に、TUE申請書及び申請書記入例をVer.2010.1.1にそれぞれ差し替えた。

### 5.2 2011年度版

#### 第1章 ドーピングとは、なぜドーピングはいけないのか

スポーツの社会的な位置づけや役割の変化に伴って、アンチ・ドーピング活動はスポーツの価値を守るためであるという認識が広まってきた。2010年のJADAの資料<sup>19)</sup>でもドーピングが禁止される理由として、「スポーツの価値を否定する」が一番に掲載されていたことから、ドーピングが禁止される4つの理由の順序を、①スポーツ固有の価値を損ねる、②アンフェアである、③選手の健康が損なわれる、④社会への悪影響、の順に変更した。

#### 第3章 病気やケガをした時、治療目的使用に係る除外措置(TUE)について

吸入ベータ2作用薬及び糖質コルチコイドで、TUE申請が必要な場合について、より分かり易い記述に変更した。

## 第6章 アンチ・ドーピング関連の連絡先，参考ホームページ

薬の問い合わせ先として，各都道府県薬剤師会の「ドーピング防止ホットラインFAX番号」<sup>20)</sup>を追加した。

### 付録

禁止表国際基準を2011年版<sup>21)</sup>に更新した。

## 5.3 2012年度版

### 第3章 病気やケガをした時，治療目的使用に係る除外措置（TUE）について

TUEに関する国際基準2011<sup>22)</sup>第7.2条b項に基づき，2012年4月1日以降に実施されるドーピング検査を対象として，TUE申請を事前に行う必要がある対象競技者（TUE事前申請対象者）が公表されたこと，及び事前申請対象者以外の競技者は，ドーピング検査後に「違反が疑われる分析報告」の通知を受けてから遡及的TUE申請をすればよいことになったことを受け，内容を全面的に書き換えた。そして，「競技者カテゴリーと申請時期・申請先」を図示し，2012年度の「国内のTUE事前申請が必要な競技大会一覧」<sup>23)</sup>を全競技について7ページにわたって掲載した。また，TUE事前申請を中心に注意点を解説した。

### 第6章 アンチ・ドーピング関連の連絡先，ウェブサイト

「ホームページ」という言葉は，ウェブサイトのトップページのみを指す用語である，という指摘があったため，「ウェブサイト」という言葉に統一した。

### 付録

全競技のTUE事前申請対象大会を掲載したことで，本文が22ページに増加したため，付録は2012年禁止表国際基準<sup>24)</sup>のみの掲載とした。

## 5.4 2013年度版

### 第2章 競技活動での注意点

漢方薬や滋養強壯薬は，含まれている生薬の成分や量が明らかでなく，禁止物質を含む可能性も

あるため，使用しないよう明記した。また漢方薬はTUE申請ができないことも強調した。

海外製サプリメントは基本的には使用すべきではないこと，どうしても使用したい場合はJADA認定商品の中から選ぶように変更した。そして，JADAのウェブサイトに掲載されていた認定商品<sup>25)</sup>の全商品名を転載した。これは，本ガイドブック発刊以降，学生からサプリメントに関する質問が非常に多かったことに対応したものである。特定のメーカーの製品を推奨することの是非については議論があるが，海外製サプリメントが原因の違反事例が国内でも多発していたことから，サプリメントは禁止物質が含まれていないJADA認定商品の中から選ばせるように誘導することにした。

### 第4章 ドーピング検査とは

本文及び検査手順の中で，未成年競技者は，通告から検査の終了まで成人の同伴者1名を必ず伴う必要があることを追記した。

### 第6章 アンチ・ドーピング関連の連絡先，ウェブサイト

「薬剤師会ドーピング防止ホットラインFAX番号」に加えて，実際にFAXでの問い合わせに使用できる「ドーピング禁止薬に関する問い合わせ用紙」を掲載した。

### 付録

TUE申請書の書式と記入見本（Ver.2012.1.1）を掲載した。なお，2009年度版から掲載してきた禁止表国際基準については，学生から「内容が難しい」，「調べ方がわからない」などの意見が寄せられていた。禁止表国際基準で薬を調べるためには，その薬の一般名を調べ，その名称で確認しなければならないが，薬の分類の知識がないと調べるべきカテゴリーを間違える可能性があること，またオープンリスト<sup>26)</sup>になっているカテゴリーが多くなり，禁止物質の名称すべてが掲載されているわけではないことから，禁止表国際基準の掲載をやめることにした。

表2 「日体大アンチ・ドーピングガイドブック 2015」の目次

第1章	ドーピングとは、なぜドーピングはいけないのか
第2章	競技者の6つの役割と責務
第3章	アンチ・ドーピング規則違反
第4章	競技活動での注意点
第5章	病気やケガをした時、治療使用特例（TUE）について
第6章	ドーピング検査とは
第7章	ドーピング検査Q&A
第8章	アンチ・ドーピング関連の連絡先、ウェブサイト
付録①	JADA TUE 申請書と確認書
付録②	JADA TUE 申請書記入見本

## 5.5 2014年度版

サプリメントのJADA 認定商品一覧，国内のTUE 事前申請が必要な競技大会一覧，薬剤師会ドーピング防止ホットラインFAX 番号などを最新のものに更新した。その他，文章上の大きな変更はなかった。

## 5.6 2015年度版

全面改定された世界アンチ・ドーピング規程2015年版<sup>27)</sup>（以下，2015年規程）が発効したことにより，章構成の変更を伴う大きな改訂を行った（表2）。アンチ・ドーピング規則違反の項目数が8から10に増えたことから，従来の第1章の内容を第1章と第3章に分割した。第3章では，10のアンチ・ドーピング規則違反をそれぞれ解説するとともに，厳罰化された制裁措置についても説明した。また，2015年規程で強調されている「競技者の役割と責務」を第2章で解説した。

さらに，第2章の中で「サポートスタッフの役割と責務」について，第3章の中で，「居場所情報とは？居場所情報関連義務違反とは？」について，それぞれ参考情報として枠組みで配置し，強調点を赤字で記載した。

2009年度版から掲載していた「アンチ・ドーピング関係用語の定義」は，本文で触れていない用語やテーマも多かったことから，混乱を避けるため章として削除し，各用語の説明は必要に応じて本文中で解説することにした。

その他，各章の改訂点は以下の通りである。

### 第4章 競技活動での注意点

薬が禁止物質であるか否かを調べるための検索サイトであるGlobal DRO Japan<sup>28)</sup>の運用が始まって1年以上が経過し，JADAも積極的な利用を呼びかけていたことから，薬を商品名から調べる場合は，Global DRO Japanで確認するように加筆した。また，その際，名称を略さず正確に入力するように注意を促した。

### 第6章 ドーピング検査とは

ドーピング検査は，競技者がクリーン（潔白）であることを証明するために行われることを強調した。また，2015年規程により，未成年競技者は本人と親権者が署名・捺印した同意書を事前に提出しておく必要があること，及びドーピング検査そのものは18歳未満が未成年者として扱われることを追記した。

検査手順に大きな変更はなかったが，検査を通告された際，競技者が読んで同意しなければならない「競技者の権利と責務」に加えて「要請事項」も追加した。また，「血液検体の採取における留意事項」も枠組みで加えた。

### 第8章 アンチ・ドーピング関連の連絡先，ウェブサイト

Global DRO Japanのウェブサイトを追加した。

## 5.7 2016年度版

全体の構成は，2015年度と同じとした。各章

の改訂点は、以下の通りである。

#### 第4章 競技活動での注意点

海外製サプリメント使用による違反が国内で毎年発生していることから、「特に海外製のものの中には、蛋白同化薬や興奮薬が含まれていることがあり、国内でも毎年、アンチ・ドーピング規則違反が発生しています」と赤字で注意を促した。

#### 第6章 ドーピング検査とは

検査手順の中の「血液検体の採取における留意事項」で、「通告前にトレーニングや競技を行っていた場合、運動終了後2時間待機した後に、採血が実施される」ことを追記した。

#### 付録

TUE申請書式及び記入見本をVer.2015.6.1に更新した。

## 6. 日体大アンチ・ドーピングガイドブックの今後の展望

### 6.1 証明責任の重視

ドーピング検査で禁止物質が検出されたら、競技者の過失の有無に関わらず、アンチ・ドーピング規則違反となる（厳格責任）。2015年規程から、違反に対する制裁がより厳しくなり、資格停止期間も長期化している。

もちろん、意図的なドーピングに対しては厳罰やむなしだが、不注意によるアンチ・ドーピング規則違反、いわゆる「うっかりドーピング」は、誰にでも起こりうる。不注意であっても違反そのものが取り消されることはなく、競技成績の失効を免れることはできないが、違反の原因となった薬の種類や競技者本人の過誤・過失の程度によっては、資格停止期間が短縮されることもある。

違反に対する制裁が軽減されるためには、「競技者として基本的なアンチ・ドーピングのルールは守っていた。重大な過誤・過失はなかった」ということが、聴聞会などで認められなければならない。競技者やサポートスタッフは重い証明責任を負っていると言ってよい。例えば、医療機関を受

診する場合、禁止物質を含まない薬を処方するように申し出ること、処方された薬をGlobal DRO Japanで調べてそのページを印刷しておくこと、禁止物質を使わなければ治療できない場合はTUE申請の書類作成を依頼すること、また、ドラッグストアで薬を購入する場合、薬剤師会アンチ・ドーピングホットラインに問い合わせたり、スポーツファーマシストに相談して、そのやりとりのメールを保管しておくこと、などは証明責任を果たしていると思なされる可能性が高い。

本ガイドブックは、新入生対象であるため、難解な言葉の使用はできるだけ避けなければならないが、なぜそのような手順を踏まなければならないのかについては、証明責任をベースにした説明をしていく必要がある。

### 6.2 違反を起こさないための情報提供に特化

本ガイドブックは「アスリートが本当に知りたい情報」、言い換えると「アンチ・ドーピング規則違反にならないためには、どんな点に注意したらよいのか」を中心に情報を掲載してきた。もちろん、新入生の中にはドーピングという言葉の意味すら知らない者もいるため、「ドーピングとは、ドーピングが禁止される理由」、「競技者の役割と責務」などの教育的な内容も含んでいるが、やはり薬の確認方法や病院の受診の仕方、TUE申請、居場所情報などの知識がなければ違反を起こす可能性が高くなる。近年、競技団体によっては、薬についての注意事項やTUE申請などの実際のな情報を重点的に解説した冊子を作成しているところもある<sup>29)</sup>。本ガイドブックも、違反を起こさないための情報提供に特化していく時期にきている。

### 6.3 さらにワンストップのガイドブックに

初版の2009年度版から、できるだけワンストップのガイドブックを目指してきたが、薬に関しては、その都度「Global DROで調べる」か、「薬剤師会アンチ・ドーピングホットラインに問い合わせる」という記載になっている。これは、禁止



表国際基準が毎年1月1日に必ず改定される（さらに年の途中で臨時の改定が行われることもある）ため、今年使用できた薬が翌年には禁止になる可能性があるからである。このため、学生は本ガイドブックを見ても、「調べる」、「問い合わせる」という次の行動を起こさなければならない。しかし、もし実際に使える薬のリストが掲載されていれば、そこから選んで購入すればよいため学生の利便性は増し、検索ミスリスクもなくなる。実際、日本体育協会は、禁止表国際基準に基づいて、毎年、使用可能な市販薬のリスト<sup>30)</sup>を作成しており、アスリートの要望に答えている。本ガイドブックも、こうした使える薬の情報を盛り込むなどして、ワンストップのガイドブックにより近づけていくことも検討すべきであろう。

## 7. さいごに

入学時に配付された本ガイドブックをどう利用したか、体育学部2年生のスポーツ医学の講義の中で毎年、学生から聞き取りをしているが、これまでに運動部の学生から、「サプリメントは掲載されているものの中から選んだ」、「ドラッグストアで買った薬をきちんと調べた」、「TUE申請をするときに、読み返した」などの声が聞かれた。こうした学生は、知識の理解だけでなく、行動の実践につながっており、本ガイドブックがアンチ・ドーピングの行動変容を促したことになる。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、学友会運動部の現役学生や卒業生が多数出場することが予想されており、アンチ・ドーピングのスタートラインに立つ新入生に配付される本ガイドブックの果たす役割は大きい。日体大から二度とアンチ・ドーピング規則違反者を出さないためにも、本ガイドブックをより効果的かつ実際的な内容にしていく必要がある。

## 注及び引用参考文献

- 1) 日本アンチ・ドーピング機構：平成20年度ドーピング防止規律パネル決定報告。  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/disciplinary\\_panel/H20\\_disciplinary\\_results.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/disciplinary_panel/H20_disciplinary_results.pdf)（参照日2017年2月1日）
- 2) TUE（Therapeutic use exemption）：「治療目的使用に係る除外措置」、2015年からは「治療使用特例」と訳されている。病気やケガで、禁止物質を使わなければ治療できない場合、事前にTUE申請をして認められれば使用することができ、その後のドーピング検査でその禁止物質が検出されても違反にはならないという例外規定をいう。
- 3) 掲載から一定期間経過し、かつ資格回復した競技者については、プライバシー保護の観点から、氏名及び決定文が削除されるため、本違反事例決定文も2017年2月1日現在、JADAのウェブサイトから削除されている。
- 4) 日本アンチ・ドーピング機構：平成20年度ドーピング検査実績報告。  
<http://www.playtruejapan.org/downloads/disclosure/H20DC.pdf>（参照日2017年2月1日）
- 5) 日本アンチ・ドーピング機構：世界アンチ・ドーピング規程 Version 3.0 日本語版。  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA\\_CODE\\_ver3\\_JP.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA_CODE_ver3_JP.pdf)（参照日2017年2月1日）
- 6) アンチ・ドーピング（anti-doping）：2014年までは「ドーピング防止」と訳されることが多かったが、2015年からは、「アンチ・ドーピング」とそのまま表記されるようになった。例として、世界ドーピング防止機構→世界アンチ・ドーピング機構、ドーピング防止規則違反→アンチ・ドーピング規則違反、ドーピング防止規律パネル→アンチ・ドーピング規律パネルなど。なお、テレビや新聞などの報道では「反ドーピング」と訳されることもある。

- 7) 日本アンチ・ドーピング機構：JADA Anti-Doping Guide Book 2007, 日本アンチ・ドーピング機構, 2007.
- 8) 日本アンチ・ドーピング機構.  
<http://www.playtruejapan.org/> (参照日 2017年2月1日)ただし, 最新の情報が表示される.
- 9) 日本アンチ・ドーピング機構：世界ドーピング防止規程 2009年版日本語版.  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA\\_CODE\\_2009\\_JP.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA_CODE_2009_JP.pdf) (参照日 2017年2月1日)
- 10) 日本体育協会.  
<http://www.japan-sports.or.jp/> (参照日 2017年2月1日)ただし, 最新の情報が表示される.
- 11) 日本陸上競技連盟.  
<http://www.jaaf.or.jp/> (参照日 2017年2月1日)ただし, 最新の情報が表示される.
- 12) 日本野球機構：NPB アンチ・ドーピングガイドブック 2008, 日本野球機構, 2008.
- 13) 日本アンチ・ドーピング機構：ドーピング検査 Q&A 2008年7月改訂版, 日本アンチ・ドーピング機構, 2008.
- 14) 日本アンチ・ドーピング機構：2009年禁止表 国際基準日本語版.  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/prohabited\\_list/2009\\_ProhibitedList\\_JP.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/prohabited_list/2009_ProhibitedList_JP.pdf) (参照日 2017年2月1日)
- 15) 日本アンチ・ドーピング機構：TUE に関する 国際基準 2009 日本語版.  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA\\_ISTUE\\_2009\\_JP.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA_ISTUE_2009_JP.pdf) (参照日 2017年2月1日)
- 16) 日本アンチ・ドーピング機構：TUE 関連書式.  
<http://www.realchampion.jp/download/6> (参照日 2017年2月1日)ただし, 最新の書式及び記入例が表示される.
- 17) 日本アンチ・ドーピング機構：TUE に関する 国際基準 2010 日本語版.  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA\\_ISTUE\\_2010\\_JP.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA_ISTUE_2010_JP.pdf) (参照日 2017年2月1日)
- 18) 日本アンチ・ドーピング機構：2010年禁止表 国際基準日本語版.  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/prohabited\\_list/2010\\_ProhibitedList\\_JP.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/prohabited_list/2010_ProhibitedList_JP.pdf) (参照日 2017年2月1日)
- 19) 日本アンチ・ドーピング機構：ドーピング検査 Q & A 2010年1月改訂版, 日本アンチ・ドーピング機構, 2010.
- 20) 日本アンチ・ドーピング機構：薬剤師会アンチ・ドーピングホットライン.  
<http://www.playtruejapan.org/medicine/hotline/> (参照日 2017年2月1日)ただし, 最新の情報が表示される.
- 21) 日本アンチ・ドーピング機構：2011年禁止表 国際基準日本語版.  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/prohabited\\_list/2011\\_ProhibitedList\\_JP.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/prohabited_list/2011_ProhibitedList_JP.pdf) (参照日 2017年2月1日)
- 22) 日本アンチ・ドーピング機構：TUE に関する 国際基準 2011 日本語版.  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA\\_ISTUE\\_2011\\_JP.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/code/WADA_ISTUE_2011_JP.pdf) (参照日 2017年2月1日)
- 23) 日本アンチ・ドーピング機構：国内の TUE 申請が必要な競技大会一覧.  
<http://www.playtruejapan.org/disclosure/2017-tue/> (参照日 2017年2月1日)ただし, 最新の情報が表示される.
- 24) 日本アンチ・ドーピング機構：2012年禁止表 国際基準日本語版.  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/prohabited\\_list/2012\\_ProhibitedList\\_JP\\_0622.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/prohabited_list/2012_ProhibitedList_JP_0622.pdf) (参照日 2017年2月1日)
- 25) 日本アンチ・ドーピング機構：JADA 認定商品.  
<http://www.playtruejapan.org/qualified/> (参照日 2017年2月1日)ただし, 最新の情報が表示される.

- <sup>26)</sup> オープンリスト：禁止物質の名称が列挙されているが、冒頭に「以下の物質が禁止されるが、これらに限定するものではない」と記載されていたり、末尾に「および類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有するもの」と付記されている場合をいう。掲載されている禁止物質はあくまでも例示であるため、調べる薬の名称がそこにはないからといって、禁止物質ではないとは言えない。
- <sup>27)</sup> 日本アンチ・ドーピング機構：世界アンチ・ドーピング規程 2015 年版日本語版。  
[http://www.playtruejapan.org/downloads/code/wada\\_code\\_2015\\_jp.pdf](http://www.playtruejapan.org/downloads/code/wada_code_2015_jp.pdf)（参照日 2017 年 2 月 1 日）
- <sup>28)</sup> Global DRO Japan.  
<http://www.globaldro.com/JP/search>（参照日 2017 年 2 月 1 日）薬の商品名から検索できる日本語のウェブサイトである。アメリカ、カナダ及びイギリスの 3 カ国によって運営されていた Global DRO に、2013 年から日本も参画した。
- <sup>29)</sup> 日本学生陸上競技連合：知っておきたいアンチ・ドーピングの知識 2017, 日本学生陸上競技連合, 2017.  
<http://www.iuau.jp/news/2017/anti2017.pdf>（参照日 2017 年 2 月 1 日）
- <sup>30)</sup> 日本体育協会：アンチ・ドーピング使用可能薬リスト 2016 年 3 月版, 日本体育協会, 2016.  
<http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/201603anti-doping.pdf>（参照日 2017 年 2 月 1 日）  
（受理日：2017 年 2 月 27 日）